

富山市陸上競技協会感謝状授与に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、多年にわたり本協会及び本市における陸上競技の普及発展に尽力した者に対し、感謝状の授与を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の者について行う。

- (1) 富山市陸上競技協会会員
- (2) その他本協会が表彰することを適当であると認めたもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、会長がこれを行う。

- (1) 表彰は、毎年の通常総会において、感謝状を授与して行う。

(選考)

第4条 表彰の選考は、会員からの推薦のあった者について行う。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、理事会に諮り決定する。

(選考基準)

第6条 感謝状は、協会事業の推進に尽くし、その功績顕著と認められ他の範とするに足る者であって、次の各号に掲げる資格を備える者でなければならない。

- (1) 本協会の会員として通算10年以上在籍した者
- (2) 特に本協会の活動に協力し陸上競技の発展向上に著しく寄与した者
- (3) 責任感旺盛であり、他の会員の信頼が厚く、人格、識見ともに卓越している者

第7条 表彰者を推薦しようとするときは、推薦者は、推薦の理由を記載した書面を理事会に提出しなければならない。

(表彰の取消)

第8条 表彰後被表彰者に表彰の趣旨に反する行為又は表彰の対面を汚す行為があったときは、理事長は、理事会に諮り表彰を取り消すことができる。

附則

この規則は、令和元年6月8日から施行する。